

## 松江市上下水道局公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定に基づき、都市計画の原案について、次のとおり公聴会を開催するので公告する。

令和7年11月4日

松江市上下水道事業管理者

上下水道局長 小塚 豊

- 1 都市計画名 松江圏都市計画(松江市国際文化観光都市建設計画)
- 2 開催日時 令和7年12月10日(水) 午後7時から
- 3 開催場所 松江市上下水道局 2階大会議室(松江市学園南一丁目17番24号)
- 4 都市計画原案の概要 下水道の変更(松江市決定)  
・排水区域の変更(追加)
- 5 縦覧場所及び期間
  - (1) 縦覧場所 松江市上下水道局 2階 事業推進課
  - (2) 縦覧期間 令和7年11月12日(水)から令和7年11月25日(火)まで  
(ただし、閉庁日、閉庁時間を除く。)
- 6 公述の申出等
  - (1) 公述申出書の提出 前記案件について、公聴会に出席して意見を述べようとする者は、公述申出書(様式第1号)を後記の申出期間内に、松江市上下水道局事業推進課へ郵送又は直接提出すること。
  - (2) 公述人 松江市上下水道事業管理者は、公述申出書を提出した者を、公述人として決定するものとする。ただし、書面に記載された意見の内容が当該都市計画原案に関係がない場合は、この限りでない。  
なお、公述人を決定し、若しくは決定しなかったときは、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
  - (3) 申出期間 令和7年11月12日(水)から令和7年12月2日(火)まで  
(ただし、閉庁日、閉庁時間を除く。)
- 7 お問い合わせ先 松江市上下水道局事業推進課 電話(0852)55-4907